



平成 23 年 8 月 26 日

各 位

会 社 名 ウェルネット株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 宮澤 一 洋
(JASDAQ・コード2428)
問 合 せ 先
役 職・氏 名 執行役員管理部長 猪飼 俊 哉
電 話 03-3580-0199

株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 8 月 26 日開催の取締役会において、下記のとおり、当社の取締役に対して会社法 361 条にいう「報酬等」として、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を発行することについての承認を求める議案を、平成 23 年 9 月 23 日開催予定の当社第 29 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I 株式報酬型ストック・オプションの導入について

当社は、平成 23 年 6 月期第 1 四半期に創業時からの役員に対し、役員退職慰労引当金を計上し、これをもって役員退職慰労金制度を廃止いたしました。

以降、今後の役員報酬制度の見直しを行って参りましたが、このたび当社業績及び株式価値との連動性をより高めた報酬制度へ移行することといたしました。

「株式価値との連動性を高める」基本方針のもと、業績が予め設定した利益計画達成基準に達しない場合は付与しないなどのしくみとすることで、当社の業績向上による企業価値向上への強い意識を持ち、同時に株主重視の姿勢を明確にすることを目的とし、取締役（社外取締役を除く。）を対象に、従来の取締役の報酬の額とは別枠で年額 30,000 千円を上限として、新たに株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を発行するものであります。

II 報酬としての相当性

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、新株予約権を付与することについては、ストック・オプション目的で付与するものであり、業績向上等に対する意欲や士気を高めることを目的とするものであることから、取締役の報酬等として相当であると考えております。

III 株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の具体的な内容

1 新株予約権の払込金額

各新株予約権の払込金額は、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定される公正価値を基準とし、1 円に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

なお、上記により算出される金額は新株予約権の公正価値であり、当社は、割当対象者に対し当該金額に相当する金銭報酬を支給することとし、当社に対する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

2 新株予約権の割当日

当社取締役会に委任する。

3 新株予約権の総数

500 個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

4 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式 500 株を上限とし、本件新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数は、1 株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、各本件新株予約権の目的である株式の数は、次の算式において調整される。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割（または株式併合）の比率
かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本件新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数についてはこれを切り捨てる。

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転、株式の無償割当等を行い、株式数の調整を必要とする場合には、当社は、取締役会の決議により必要と認める株式数の調整を行うことができる。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、目的株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に目的株式数を乗じた金額とし、行使価額は 1 円とする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本件新株予約権の割当日の翌日から 40 年以内とする。

(4) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日を起算日として 10 日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。

(5) 譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による本件新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(6) 新株予約権のその他の内容

本件新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される本件新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定める。

以 上